

令和8年度環境対応車導入促進助成制度について

(概要)

1. 助成金対象車両および対象事業者

車両総重量2.5トン超の下記車両のうち、令和8年4月1日～令和9年3月12日までに登録が完了する車両を助成対象といたします。(新車新規登録自動車に限る)

- ①天然ガス自動車
- ②ハイブリッド自動車
- ③電気自動車
- ④燃料電池自動車

※③④は中小企業者に限る。

助成対象事業者は、和歌山県トラック協会会員事業者および会員事業者に貸与するリース事業者とし、買取による導入(割賦を含む)の場合は会員事業者より、リースによる導入の場合はリース事業者より助成金の申請を行うこととする。

2. 助成額

別表に定めるとおりといたします。

3. 助成限度

1会員あたり 2台

4. 申請受付期間

令和8年4月1日～令和9年1月29日

※助成金申請される場合、事前に和歌山県トラック協会交付金課までご連絡下さい。

※上記期間内であっても、予算に達した場合は、その時点までとします。

※事前申請が原則ですが、4月～6月の登録車両に限り、事後の申請が認められています。但し事後申請の受付期限は7月31日とします。

別表

助成対象車両および助成金交付額

助成対象車両	助成交付額(円)		
		全ト協	和ト協
天然ガス自動車	大型	1,000,000	
	中型	459,000	200,000
	小型	122,000	100,000
ハイブリッド自動車	大型	600,000	
	中型	335,000	100,000
	小型	97,000	50,000
電気自動車	小型	300,000	
燃料電池自動車	小型	300,000	

環境対応車導入促進助成金交付要綱 (令和8年度)

(公社)和歌山県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人和歌山県トラック協会(以下「協会」という。)は、会員事業者が環境対応車を導入した場合、購入またはリースに係る費用の一部を助成することとし、以て環境問題対策事業を推進するとともに会員事業所の経営安定の一助に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次に掲げるとおりとする。
「環境対応車」とは協会が別に定める助成対象車両に該当する自動車とする。

(助成対象)

第3条 助成対象事業者は、協会会員事業者で会費の滞納がない事業者及び協会会員事業者に環境対応車を貸与するリース事業者とする。

(助成金の交付額及び台数)

第4条 助成金の交付額は別表に示すとおりとする。但し、地方公共団体等による補助があるときは、助成金額を変えることができる。
2 消費税は助成の対象外とする。
3 1会員あたり2台を限度とする。
4 助成対象車両は参考車両型式の一覧表に示すものとする。

(助成申請期間)

第5条 本要綱に定める助成申請期間は、令和8年4月1日から令和9年1月29日までとする。但し、予算限度額に達した場合は、その時点を以て終了とする。

(車両の登録及び支払い)

第6条 助成の対象となる車両は、和歌山県内登録の営業用貨物自動車で令和9年3月12日までに登録を完了するものでなければならない。
車両の代金については、リース事業者による導入の場合はリース事業者が、買取による導入の場合は割賦による導入の場合を除いて会員事業者が、それぞれ令和9年3月31日までに支払いを完了させるものとする。
2 前項の登録は初度登録でなければならない。

(交付申請)

第7条 助成対象事業者は、様式1「環境対応車導入促進助成金交付申請書」により助成期間内に申請を行うものとする。
2 前項の申請には、協会が定める書類を添付し、申請を行うものとする。

(交付決定)

第8条 協会は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその申請を審査し、全ト協より交付決定通知があった場合、助成対象事業者に対し、これを通知する。

(導入実績報告及び助成金の請求)

第9条 環境対応車導入事業が完了したときには、完了した日から1ヶ月以内にリースによる導入の場合はリース事業者より、購入による導入の場合は会員事業者より環境対応車導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)を協会へ提出する。

(助成金の交付)

第10条 協会は前条の環境対応車導入促進助成事業実績報告書(助成金交付申請書)の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、当該車両がリースによる導入の場合はリース事業者に対して、購入による導入の場合は会員事業者に対してそれぞれ助成金を交付する。

(申請の変更・取下げ)

- 第11条 交付決定後、申請内容を変更するときは、助成対象事業者は、環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書を協会に提出しなければならない。
- 2 交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、助成対象事業者は、速やかに環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書を協会に提出しなければならない。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

- 第12条 助成対象事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。
- 2 助成対象事業者又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、協会は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。但し、当該車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。
- (1) 助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
- (2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。
- (3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。
- (4) 会員事業者が協会を脱会したとき。
- 3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に助成対象事業者へ交付されているときは、全ト協及び協会は、助成対象事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

第12条の2 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成対象事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- 2 前項の規定により返還を命じられた助成対象事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間これを受付または交付決定を行わないものとする。

(財産の処分の制限)

- 第13条 助成対象事業者は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、商号変更を除く使用者の変更、都道府県をまたぐ「使用の本拠の位置」の変更、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (1) 最大積載量2トン以下の事業用トラック 3年
- (2) 最大積載量2トン超の事業用トラック 4年

(報告の義務)

- 第14条 助成金の交付を受けた助成対象事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合は、別に定めるものとする。

(附 則)

1. この要綱は、令和8年4月1日より実施する。

参考車両型式

令和8年2月現在

・実施要領3.および5.に定める助成対象車両について、参考として車両型式を下記に示す。

【天然ガス自動車（新車）】実施要領3(1)関係

メーカー（五十音順）		区 分		
		小型	中型 ^{注1}	大型
いすゞ自動車	【車名】	【エルフ】	【 】	【ギガ】
	型式	TFG-NLR82AN TFG-NMR82ZAN TFG-NMR82ZN TFG-NPR82ZAN TFG-NPR82ZN	-	QFG-CYL78D QFG-CYJ78D QFG-CYL78DG QFG-CYJ78DG

注1：令和8年2月現在、対応車両なし／新型など情報発表され次第追加

【ハイブリッド自動車（新車）】実施要領3(2)関係

メーカー（五十音順）		区 分		
		小型	中型 ^{注1}	大型
いすゞ自動車	【車名】	【エルフ】	【 】	【 】 ^{注1}
	型式	2SG-N*R88AM 2SG-N*R88M	-	-
トヨタ自動車	【車名】	【ダイナ/トヨエース】	【 】	【 】 ^{注1}
	型式	2SG-XKC6** 2SG-XKU6** 2SG-XKU6**A 2SG-XKU7** 2QG-XKU7**	-	-
日野自動車	【車名】	【デュトロ】	【 】	【 】 ^{注1}
	型式	2SG-XK****M 2SG-XK****X 2QG-XK****M 2QG-XK****X	-	-

注1：令和8年2月現在、対応車両なし／新型など情報発表され次第追加

【電気自動車（新車）】実施要領3(3)関係

メーカー（五十音順）		区 分		
		小型 注1	中型 注2	大型 注2
いすゞ自動車	【車名】	【エルフ EV/エルフ mio EV】	【 】	【 】
	型式	Z A B - N * R 4 8 A F Z A B - N * R 4 8 A M	-	-
日野自動車	【車名】	【デュトロ Z EV】	【 】	【 】
	型式	Z A B - X E D 1 0 0 V Z A B - X E D 1 0 0	-	-
三菱ふそう トラック・バス	【車名】	【キャンター】	【 】	【 】
	型式	Z A B - F E * * *	-	-

注1：令和6年度の「商用車の電動化促進事業」において事前登録された型式。

注2：令和8年2月現在、対応車両なし

【燃料電池自動車（新車）】実施要領3(4)関係

メーカー（五十音順）		区 分		
		小型 注1	中型 注2	大型 注2
いすゞ自動車	型式	2 R G - N P R 8 8 A N 改	-	-
トヨタ自動車	型式	2 R G - N P R 8 8 A N 改	-	-

注1：令和6年度の「商用車の電動化促進事業」において事前登録された型式。

注2：令和8年2月現在、対応車両なし